

株式会社よしなが

身体拘束防止対策のための指針

制定 令和 7 年 4 月

1 本指針の作成の目的（基本的考え方）

身体拘束は利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努めることができるように本指針を作成する。

1）身体拘束及びその他の行動を制限する行為の原則禁止

原則として、身体拘束及びその他の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を禁止とする。

2）身体拘束等を行う基準

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、以下の 3 要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束等を行う判断は組織的かつ慎重に行う。

①切迫性	利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
②非代替性	身体拘束等を行う以外に代替する方法がないこと。
③一時性	身体拘束等が一時的であること。

3）日常的支援における留意事項

身体拘束等を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことを取組む。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。
- ② 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努める。
- ③ 利用者の思いをくみ取る、利用者の移行に沿った支援を提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をする。

- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行わない。
- ⑤ 万一やむを得ず安全確保を優先する場合、施設長を含む職員同士で協議し緊急やむを得ない理由を電磁的記録等(ケアコラボ)により記録する。
- ⑥ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるよう努める。

2 身体拘束等廃止に向けた体制

身体拘束の廃止に向けた対策を推進するため、身体拘束防止対策委員会を設置し、その結果について従業者に周知徹底を図る。

1) 身体拘束防止対策委員会の設置

委員会は法人役員、施設長、管理者をもって構成するほか、必要に応じてその他職種職員等を参加させることができることとする。

2) 委員会の開催

身体拘束防止対策委員会は、年に2回以上、必要な都度委員長が招集します。

3) 委員会の実施内容

身体拘束防止対策委員会の議題は、委員長が定めます。

具体的には、次のような内容について協議するものとします。

- 身体拘束防止対策委員会の組織に関すること。
- 身体拘束防止対策指針の整備に関すること。
- 身体拘束防止対策のための職員研修に関すること。
- 身体拘束等廃止に向けての現状把握及び改善に関すること。

3 職員の研修に関する基本方針

1) 身体拘束等適正化のための研修は、年1回以上各施設・事業所において実施する。

2) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等(ケアコラボ)により保存します。

4 やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応に関する基本指針

本人又は他利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順をふまえて行うこととする。

1) 利用前

- ① 事前の情報で緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は施設長を含む職員同士にて協議する。
- ② 身体拘束等の内容、時間等について、電磁的記録等(ケアコラボ)に記載し、利用者及び家族に対し施設長が説明を行い、「身体拘束・行動制限に関する説明書」(様式1)を以て同意を得る。

2) 利用時

- ① 利用中の経過から緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は、施設長を含む職員同士において協議検討する。
- ② 身体拘束等の内容、時間等について、電磁的記録等(ケアコラボ)に記載し、利用者及び家族に対し施設長が説明を行い、「身体拘束・行動制限に関する説明書」(様式1)を以て同意を得る。

3) 身体拘束等の継続と解除

- ① 身体拘束等を行っている間は日々経過観察を行い、「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・検討記録」(様式2)を用いて、身体拘束発生時にその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- ② 施設長を含む職員同士において協議し、継続か廃止かの検討を行う。
- ③ 身体拘束等継続の場合は、引き続き日々の経過観察を行い、「身体拘束経過記録」(様式3)に記録する。
- ④ 身体拘束等解除の場合は即日、施設長より家族に身体拘束等解除について説明し同意を得る。

5 本指針の閲覧に関する基本方針

指針は公表し、利用者、家族、職員等がいつでも自由に閲覧することができる。

以上

身体拘束・行動制限に関する説明書（様式1）

____様の状態が、次の①、②、③を全て満たしておられるため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間帯において最小限度の身体拘束・行動制限を実施いたします。

ただし、できる限り長期化することなく、解除することを目的に実施いたします。

- ① 利用者本人又は他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いと判断されるとき。
- ② 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がないと判断されるとき。
- ③ 身体拘束その他の行動制限が一時的である。

個別の状況による理由	
方法（場所、内容、部位）	
時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
開始及び解除の予定	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで

上記のとおり実施します。

（法人名）株式会社よしなが（事業所名）
管理者

【利用者・ご家族の記入欄】

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

年 月 日

氏名

ご本人との続柄

（参考）身体拘束・行動制限の例

- ・車いすやベッドなどに縛る
- ・手指の機能を制限するためにミトン型の手袋をつける
- ・行動を制限するために介護衣（つなぎ服）を使用する
- ・職員自身が利用者を押さえて行動制限をする。
- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・検討記録（初回）（様式2）

利用者	様	年齢	歳	要介護区分	
開始日	年	月	日	解除日	年 月 日

検討参加者			
記録者		次回検討予定	月 日頃

切迫性があるか	はい	いいえ
①ご本人の生命身体にどのような危険が考えられるか		
②他者の生命身体にどのような危険が考えられるか		
他の方法で対処できるか	はい	いいえ
拘束以外の介護方法を試みた結果		
一時的か	はい	いいえ
どのような状態になれば拘束を解除できるか		
医師の指示はあるか	はい	いいえ
家族への連絡をしたか	はい	いいえ
家族の同意	あり	なし
①連絡したもの		
②連絡を受けた家族		
拘束等の種類		
4点柵	つなぎ	ミトン
車椅子後ろブレーキ	車椅子+テーブル	
その他（	）※具体的に	
拘束等の時間帯		
臥床時	24時間	経管注入時
車椅子座位時		
その他（	）※具体的に	

身体拘束経過記録（様式3）

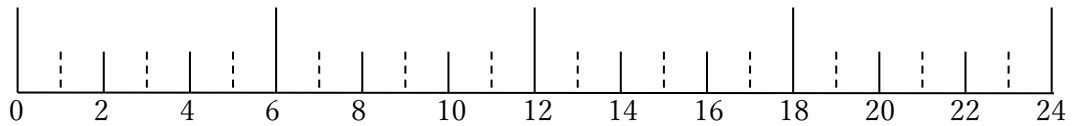
実施日	年 月 日（ ）	記録者	
-----	----------	-----	--

実施内容		心身状況	
ミトン着用	右 左	興奮	
抑制	右上 左上 右下 左下 体幹		
つなぎ		訴え	
4点柵			
薬剤		皮膚症状	
車椅子	後ろブレーキ ベルト		
施錠		その他	
その他			

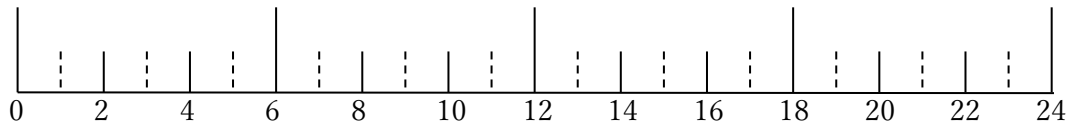
緊急やむを得ない理由

実施時間（開始● 解除○）

身体拘束等内容（ ）



身体拘束等内容（ ）



身体拘束等内容（ ）

